日本社会福祉学会　第６０回秋季大会

ドクター・バーナードホームにおける子どもの親権をめぐる裁判事例の研究

－ハリー・ゴセージケースを手がかりとして－

岩手県立大学大学院　高松　誠（７４４１）

キーワード：ドクター・バーナードホーム　親権　子どもの権利擁護

１．研 究 目 的

T.J.Barnardo(1845-1905)のドクター・バーナードホーム（以下、バーナードホームと表記）の児童救済事業は、19 世紀後半のキリスト教福音主義を背景とした児童救済運動(Child Rescue Movement)の潮流の中で、1870 年の最初の男子ホームの開設から本格的にその活動が開始された。バーナードホームは、不道徳な環境にある貧孤児を保護、施設に収容し、さらに初等教育・職業訓練等を通じて、子どもの自活が実現することを目指した。バーナードホームは、その児童養護実践を通じて、貧孤児の多くが、親による「不道徳な環境」下により不遇な立場にあることを知り、こうした環境から子どもを「分離」することを強調した。こうした子どもへの処遇を巡って、バーナードは 1880 年代後半に施設入所した 3 人の子どもの親権をめぐって、彼らの親から、子どもの返還要求に関しての裁判訴訟を連続して受けることとなる。本研究では、これらの 3 つの裁判事例から、飲酒癖の母親により辻音楽師へと身売りされ保護された院児、ハリー・ゴセージ(Harry Gossage)のケースを取り上げることにより、19 世紀後半のイギリスにおいて、子どもの親権をめぐって、バーナードホームが、施設養護において、不適切な養育を行う親に対して、いかにして子どもを保護するための法的な権利を獲得していったのかという点を、一次史料が伝える裁判の経過に触れながら明らかにしてゆく。

２．研究の視点および方法

本研究は一次史料を中心とした文献研究を基に行われる。一次史料として、イギリス、リバプール大学図書館 Dr.Barnardo Archives 所蔵史料の中から、ハリー・ゴセージの裁判記録に関連する Dr.Barnardo’s Homes(1889)＝D239/B2/3 および機関紙 Night&Day から、vol13,”A Mighty Meeting”,pp.145-169、Vol14,pp.1-56,entitled “Before my judge”を用い、これらの史料から読み取ることのできる歴史的な経過および子どもの親権を巡ってバーナードがとった立場・見解を明らかにして行く。特に上記史料“Before my judge”においては、裁判に至るまでの経過が整理され、バーナード側の立場の正当性が 50 ページ以上に渡り論じられている。19 世紀後半のイギリスにおける、子どもの親権をめぐる施設処遇上の問題点についても本研究は言及し、対象とするバーナードの裁判事例と 1891 年児童監護法（The Custody of Children Act）との関連に注目する。同法は 1889 年児童虐待防止法の成立を補完し、親権剥奪制度の発展に寄与することとなった法律である。1891 年児童監護法は、施設に入所する児童を保護するための慈善的な救済組織に、一定の権限を与えたが、こうした権限が法制化されていく背景を、一次史料が示す裁判内容の検証に加え、当時のバーナードホームの施設処遇方針に対立していたカトリック側との関係や、当時の博愛慈善事業の歴史的展開も考慮に入れながら本研究では考察を行う。

３．倫理的配慮

本研究は一般社団法人日本社会福祉学会「研究倫理指針」（2010 年 4 月 1 日施行）に基づき、先行論文等の業績の上に新たな知見を重ねていくことを目標とする。本研究で対象とする院児、ハリー・ゴセージのケースは、その事例発生から 100 年以上が経過し、先行研究においても、実名の直接引用がなされている。本研究においては、ハリー・ゴセージ

の実名使用にあたり、イギリス、バーナードズ(Barnardo's)のメイキング・コネクション部門に確認を取り、許可を頂いた上で研究を行った。また、ゴセージの母マリー、各裁判官の名を用いて研究発表を行う事についても了解を得ている。それら以外の対象者（当事者）は、匿名化（イニシャルで表記）し、個人名が特定できないように配慮する。この他、先行業績の引用、出典等の表記に関して明確に言及し、自説を論ずる場合は他説との峻別に留意し、自己の研究内容を明確に提示できるように努める。

４．研 究 結 果

本研究において用いた一次史料から、以下の歴史的な事項を確認することができた。1888 年 9 月、当時 10-11 歳程であった男児ハリー・ゴセージは、ドーバー近郊フォークストン村を彷徨っていたところを保護される。彼の証言によれば、父は既に死に、母はゴセージを辻音楽師（手回しオルガン奏者）に引き渡したのだという。音楽師はゴセージに虐待を加え、食べ物を与えない等の行為を行った。保護されたゴセージはワークハウスへと収容され、その後、地域の牧師の仲裁によりバーナードホームへの入所が決定した。その後、母のマリー・ゴセージに手紙が出され、施設入所に関する照会がなされ、同意を得ることも出来た。その同意書には、ゴセージのカナダへの移民に関する条項も記載されていた。1888 年 11 月、カナダからの W.N と名乗る紳士が、施設を訪問し、養子として男子児童を引き取りたいと申し出た。W.N は数人の候補者の中からゴセージを選んだ。バーナードは、それがゴセージにとっての幸せであると考え、W.N の申し出を受け入れ、彼はカナダへと渡航していった。ゴセージの兄も児童移民としてカナダで暮らしているとのことであった。W.N は実親がゴセージに干渉しないことを求め、そのためにカナダでの連絡先を施設に残さないことを求めた。バーナードはハリーのそれまでの生育歴を踏まえ、W.N に彼を託すことを是と考えた。しかし、その後、母マリーから息子をカトリックの施設に引き取りたいとの申し出があり、その引き渡しの有無を巡り、マリー側からの人身保護令状が出され、裁判が開始されることとなった。バーナードは"Before my judge"と題された、彼のスピーチと裁判経過を収録した冊子の中で、自身の正当性を３つの観点から主張したが、裁判では、当時、親の親権が絶対視されたイギリスにおけるコモンローの伝統を背景に敗訴し、控訴審及び貴族院の裁定においても敗訴した。バーナードは敗訴を受けて、その不当性を主張するための集会を開催するなど、施設養護における子どもの親権が施設にも求められるよう、世論を喚起した。

５．考 察

ゴセージケースをはじめとする、施設養護における、子どもの親権に関する一連の裁判はバーナードが敗訴したものの、その後、1891 年児童監護法として結実した。同法は児童を遺棄するなどし、親としてふさわしい行動をしていない者が、児童を引き取るために裁判命令を求めても拒否できるものとし、親権を長期間に渡り放棄していた親に対しても、児童引き取りのために裁判所命令を求めた場合に、その親が子の的確な保護者と認められない場合は、引き取りを拒否することを可能とした。1891 年児童監護法は、施設に入所する児童を保護するために慈善的な救済組織に一定の権限を与えるものであった。同法は、19 世紀後半のイギリス司法において、親権の持つ権利的側面のうち、特に保護監督権のあり方について新たな展開をもたらした。こうした権限が法律として制定されていく背景には、児童の親権に関する施設側の権限が、子どもの権利を擁護するために必要なものであることを広く社会に知らしめたバーナードの功績が大きいと思われる。そうした法律と福祉の関係を省察し、その歴史的展開を明らかにするために、一次史料を中心とした研究を進めて行く事の意義は今後、ますます重要視されていくのではないかと考える。